

■2015年3月1日第9版第1刷

【2015年5月21日改正等に伴う変更】

<関係法規>

ページ	箇所	変更前	変更後
—	目次	五類感染症の一部 (7日以内に(麻しん・風しんはできるだけ早く)届出)	五類感染症の一部 <u>(侵襲性髄膜炎菌感染症及び麻しんは直ちに届出 その他の感染症は7日以内に(風しんはできるだけ早く)届出)</u>
5	第六条 22	二 マイコバクテリウム属ツベルクローシス(別名結核菌)(イソニコチン酸ヒドラジド及びリファンピシンに対し耐性を有するものに限る。)	二 マイコバクテリウム属ツベルクローシス(別名結核菌)(イソニコチン酸ヒドラジド、 <u>リファンピシンその他結核の治療に使用される薬剤として政令で定めるもの</u> に対し耐性を有するものに限る。)
7	第十二条	一 一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者及び新感染症にかかっていると疑われる者	一 一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症又は <u>四類感染症の患者又は無症状病原体保有者、厚生労働省で定める五類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者</u> 及び新感染症にかかっていると疑われる者
25	第五十三条の十四	(家庭訪問指導) 保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、保健師又はその他の職員をして、その者の家庭を訪問させ、処方された薬剤を確実に服用することその他必要な指導を行わせるものとする。 (新設)	(家庭訪問指導等) 保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、保健師又はその他の職員をして、その者の家庭を訪問させ、処方された薬剤を確実に服用する <u>指導</u> その他必要な指導を行わせるものとする。 <u>2 保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療を効果的に実施するため必要があると認めるときは、病院、診療所、薬局その他厚生労働省令で定めるものに対し、厚生労働大臣が定めるところにより、処方された薬剤を確実に服用する指導その他必要な指導の実施を依頼することができる。</u>

<感染症別要点>

ページ	箇所	変更前	変更後
49	目次	五類感染症の一部： 7日以内に(麻しん・風しんはできるだけ早く)届出	五類感染症の一部： <u>侵襲性髄膜炎菌感染症及び麻しんは直ちに届出</u> <u>その他の感染症は7日以内に(風しんはできるだけ早く)届出</u>
122	表内	(届出時期) 診断した医師は7日以内に最寄りの保健所に届け出なければならない	(届出時期) 診断した医師は <u>直ちに</u> 最寄りの保健所に届け出なければならない
122	問題 73	c.診断した医師は直ちに最寄りの保健所に届け出なければならない。	c.診断した医師は <u>7日以内</u> に最寄りの保健所に届け出なければならない。
132	表内	(届出時期) 診断した医師は7日以内に(出来るだけ早く)最寄りの保健所に届け出なければならない	(届出時期) 診断した医師は <u>直ちに</u> 最寄りの保健所に届け出なければならない
112 ～ 133	左右見出し	五類感染症の一部(7日以内に(麻しん・風しんはできるだけ早く)届出)	五類感染症の一部(<u>侵襲性髄膜炎菌感染症及び麻しんは直ちに届出</u> <u>その他の感染症は7日以内に(風しんはできるだけ早く)届出</u>)

【改正等に伴う変更】

<感染症別要点>

ページ	箇所	変更前	変更後
61	表内	(学校保健安全法における取扱い) —	(学校保健安全法における取扱い) <u>治癒するまで出席停止</u>
62	表内	(学校保健安全法における取扱い) —	(学校保健安全法における取扱い) <u>治癒するまで出席停止</u>
63	表内	(学校保健安全法における取扱い) —	(学校保健安全法における取扱い) <u>治癒するまで出席停止</u>